

小規模事業者向けの補助金の公募がスタートしました

中小企業庁 平成28年度2次補正予算事業
小規模事業者持続化補助金

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し

50万円を上限に補助（補助率：2／3）する制度です。

- ・従業員の賃金を引き上げる取り組み、雇用を増加させる取り組み、買い物弱者対策に取り組む事業者、海外展開の取り組みについては100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。
- ・計画の作成や事業実施の際、商工会の指導・助言が受けられます。

【対象となる取り組みの例】

- ・販促用PR（チラシの作成・配布、新しくウェブサイトを構築）
- ・ネット販売システムの構築
- ・店舗改装 ・商談会、見本市への出展（国内、海外とも可）
- ・商品パッケージ（包装）の改良 ・新商品の開発
- ・（買い物弱者対策事業において）移動販売車両の導入による移動販売、出張販売
- ・新商品開発に伴う成分分析の依頼

各商工会の事例等を入力する等、自由に使ってください。

お問い合わせ先

土浦市新治商工会

電話：029—862—2325 FAX：029—862—5077

茨城県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局（申請書類の提出先）

〒310-0801

電話：029-224-2635 [8:30～12:00、13:00～17:15（土日祝日、年末年始除く）]

URL：<http://www.ib-shokoren.or.jp/>

【概要】

※詳細は必ず公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

- ・経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内

- ・補助額上限 50万円（従業員の賃金を引き上げる取り組み、雇用を増加させる取り組み、買い物弱者対策に取り組む事業者、海外展開の取り組みは上限100万円）

※複数の事業者が連携する場合、上限は100万円～500万円です。

※商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

◆手続きの期限等

◇申請受付開始	平成28年11月4日（金）
◇都道府県商工会連合会（地方事務局）への申請書類一式の受付締切	平成29年1月27日（金）【締切日当日消印有効】
◇事業実施期間	交付決定通知書受領後から、平成29年12月31日（日）まで

平成28年12月7日

会員各位

土浦市新治商工会
会 長 完賀浩光

小規模事業持続化補助金個別相談会のお知らせ

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、小規模事業持続化補助金の施行が決定しました。事業の2／3が補助される仕組みですので、積極的な申込みをお待ちしております。今回は1月27日が締め切りとなりますので、計画書類作成等商工会が積極的に支援しますので、ご相談ください。

記

一、日 程 平成28年12月21日（水）午後1時30分～

二、会 場 土浦市新治商工会館

三、相談者 茨城県商工会連合会経営支援課（中小企業診断士） 廣瀬 祐輔氏

相 談 申 込 書

事業者名	
連絡先	
相談内容	
希望時間	13：30 14：00 14：30 15：00 15：30

FAX 862-5077